

平成28年度人事行政の運営等の状況の公表

七戸町の人事行政の運営等の状況について、七戸町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成25年条例第10号)第4条の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成29年6月28日

七戸町長 小 又 勉

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用の状況 (平成28年度) (単位:人)

区 分	大学卒	短大卒	高校卒	計
一般行政職	6	1	1	8
医療職	1	0	0	1
単 労 職	0	0	0	0

(2) 職員の退職の状況 (平成28年度) (単位:人)

区 分	自己都合	定年退職	分限退職	懲戒免職	死亡退職	その他	計
一般行政職	1	5	0	0	0	0	6
医療職	0	0	0	0	0	0	0
単 労 職	0	0	0	0	0	0	0

(3) 職員数の状況 (各年4月1日現在) (単位:人)

区 分		職員数		対前年 増減数	備 考	
		27年度	28年度			
普通会計 部 門	一般行政 部門	議 会	3	3	0	
		総 務	43	46	3	人事配置の見直し
		税 務	11	11	0	
		労 働	0	0	0	
		農林水産	18	17	△1	人事配置の見直し
		商 工	8	8	0	
		土 木	10	10	0	
		民 生	13	12	△1	人事配置の見直し
	衛 生	15	17	2	人事配置の見直し	
	特別行政部門(教育)	30	28	△2	人事配置の見直し	
公営企業等 会計部門	水 道	5	5	0		
	下 水 道	3	3	0		
	そ の 他	10	9	△1	人事配置の見直し	
合 計		169	169	0		

## 2 職員の人事評価の状況

### (1) 人事評価の概要

平成26年の地方公務員法改正により、平成28年度から人事評価制度を実施することとなりました。町では、職員が割り当てられた職務を遂行した業績及びその職務の遂行上見られた能力・態度等について客観的に評価し、業績や能力に応じた処遇を行い、人材の育成・活用を図りたいことから、年1回の職務業績評価及び能力評価を実施しています。

## 3 職員の給与の状況

### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (平成28年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	前年度の 人件費率
平成27年度	人 16,538	千円 10,212,082	千円 85,178	千円 1,404,542	% 13.75	% 14.93

### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成27年度	人 151	千円 547,503	千円 70,763	千円 195,640	千円 813,906	千円 5,587

### (3) 一般行政職平均給料月額等（平成28年4月1日現在）

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
七戸町	41.3歳	310,900円	334,810円	330,514円
青森県	43.4歳	326,100円	391,807円	357,621円
国	43.6歳	331,816円	—	410,984円

(注) 1 「平均給料月額」とは、28年4月1日現在における職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などの額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当等が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

### (4) 初任給の状況（平成28年4月1日現在）

区分		七戸町	青森県	国
一般行政職	大学卒	178,200円	178,200円	178,200円
	高校卒	146,100円	146,100円	146,100円

### (5) 経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成28年4月1日現在）

区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	286,900円	362,200円	377,500円	393,900円
	高校卒	214,600円	324,400円	357,700円	384,300円

(6) 一般行政職の級別職員数の状況（平成28年4月1日現在）

区分	職務	職員数	構成比
1級	定型的な業務を行うもので規則で定めるものの職務	21人	15.5%
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行うもので規則で定める職務	11人	8.0%
3級	高度の知識経験を必要とし、困難な専門的業務を行うもので規則で定める職務	29人	21.4%
4級	高度の知識経験を必要とし、特に困難な専門的業務を行うもので規則で定める職務	57人	41.9%
5級	課長及び困難な業務を処理するもので規則で定める職務	17人	12.5%
6級	参事及び総括的な業務を処理するもので規則で定める職務	1人	0.7%

(7) 職員に対する手当の状況

① 期末・勤勉手当

区分	27年度支給割合		加算措置の状況	1人当たりの平均支給額(27年度)
七戸町	期末手当 2.50月分	勤勉手当 1.50月分	職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算(5%~15%)	1,299千円
青森県	期末手当 2.50月分	勤勉手当 1.50月分	職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算(5%~20%) 管理職加算(10%~25%)	1,581千円
国	期末手当 2.60月分	勤勉手当 1.60月分	職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算(5%~20%) 管理職加算(10%~25%)	—

② 退職手当（平成28年4月1日現在）

区分		七戸町		国	
		自己都合退職	勸奨・定年退職	自己都合退職	勸奨・定年退職
支給割合	勤続20年	20.445月分	25.55625月分	20.445月分	25.55625月分
	勤続25年	29.145月分	34.5825月分	29.145月分	34.5825月分
	勤続35年	41.325月分	49.59月分	41.325月分	49.59月分
	最高限度額	49.590月分	49.59月分	49.590月分	49.59月分
その他の加算措置		定年前早期退職加算措置 (2%~45%加算)		定年前早期退職加算措置 (2%~45%加算)	
1人当たり平均支給額		20,797千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、27年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

③ 時間外勤務手当

区 分	平成 27 年度	平成 26 年度
支給実績	28,023 千円	15,983 千円
1 人当たり平均支給額	146 千円	119 千円

④ その他の手当（平成 28 年 4 月 1 日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	支給実績 (27 年度決算)	支給職員 1 人当たり 平均支給年額 (27 年度決算)
扶養手当	・配偶者 13,000 円 ・扶養親族 1 人につき 6,500 円（配偶者無の場合 1 人目 11,000 円） ※15 歳から 22 歳 1 人につき 5,000 円加算	同	14,036 千円	203,420 円
住居手当	・借家・借間等 最高 27,000 円	同	7,319 千円	271,074 円
通勤手当	・交通機関利用者（バス・電車等）運賃相当額（最高支給額 55,000 円） ・交通用具利用（自転車・自家用車等）2,000 円～35,000 円	同	9,868 千円	60,540 円

(8) 特別職の報酬等の状況

区 分		給料月額等	
給 料	町 長	751,000 円	
	副 町 長	587,000 円	
報 酬	議 長	287,000 円	
	副 議 長	233,000 円	
	議 員	225,000 円	
期 末 手 当	町 長	(27 度支給割合) 2.95 月分	
	副 町 長		
	議 長	(27 年度支給割合) 2.95 月分	
	副 議 長		
	議 員		
退 職 手 当	町 長	給料月額×在職月数×45.5/100	任期毎
	副 町 長	給料月額×在職月数×26.5/100	

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間

1 週間の勤務時間	開始時間	終了時間	休憩時間	週休日
38 時間 45 分	8 : 15	17 : 00	12 : 00～13 : 00	土曜日及び日曜日

(2) 職員の年次有給休暇の取得状況（平成28年1月1日～平成28年12月31日）

総付与日数	総取得日数	全対象職員数	平均取得日数	消化率
4,643.8日	1,357.0日	121人	11.2日	29.2%

(注) 1 表中「全体総職員数」は、当該年の1月1日から12月31日までの全期間在職した町長部局に勤務する一般職員とし、当該期間の途中に採用された者及び退職した者並びに当該期間中に育児休業、休職の事由がある職員並びに派遣職員を除く。

5 職員の休業に関する状況

(1) 育児休業等の取得状況（平成28年度中に新たに育児休業等を取得した職員の承認期間）

ア 育児休業承認期間

(単位：人)

	育児休業承認期間						合計
	6月以下	6月超え 1年以下	1年超え 1年6月以下	1年6月超え 2年以下	2年超え 2年6月以下	2年6月超え	
男性職員							0
女性職員		1					1
計	0	1	0	0	0	0	1

イ 部分休業承認期間

(単位：人)

	部分休業承認期間						合計
	1年以下	1年超え 2年以下	2年超え 3年以下	3年超え 4年以下	4年超え 5年以下	5年超え	
男性職員							0
女性職員							0
計	0	0	0	0	0	0	0

1日の部分休業取得時間（平均）

	1日の部分休業取得時間（平均）				合計
	30分以下	30分超え 60分以下	60分超え 90分以下	90分超え	
					0
					0
	0	0	0	0	0

ウ 育児短時間勤務承認期間

(単位：人)

	育児短時間休業承認期間				合計
	6月以下	6月超え 1年以下	1年超え 1年6月以下	1年6月超え 2年以下	
男性職員					0
女性職員					0
計	0	0	0	0	0

## 6 職員の分限及び懲戒処分の状況

### (1) 職員の分限処分の状況（平成 28 年度）

処分事由	地方公務員法	降任	免職	休職	合計
勤務実績が良くない場合	第 28 条第 1 項第 1 号	0	0		0
心身の故障の場合	第 28 条第 1 項第 2 号及び同条第 2 項第 1 号	0	0	0	0
職に必要な適格性を欠く場合		0	0		0
職制、定数の改廃、予算の減少により 廃職、過員を生じた場合		0	0		0
刑事事件に関し起訴された場合				0	0
条例で定める事由による場合				0	0
地方公務員法第 28 条第 4 項により失職した者					0
地方公務員法第 28 条第 4 項に基づく条例により失職しなかった者					0
合 計		0	0	0	0

### (2) 職員の懲戒処分の状況（平成 28 年度）

処分事由	地方公務員法	戒告	減給	停職	免職	合計
法令に違反した場合	第 29 条第 1 項第 1 号	0	0	0	0	0
職務上の義務に違反し、又は職務を怠 った場合	第 29 条第 1 項第 2 号	0	0	0	0	0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非 行のあった場合	第 29 条第 1 項第 3 号	0	0	0	0	0
合 計		0	0	0	0	0

## 7 職員のサービスの状況

### (1) 営利企業等の従事の許可の件数（平成 28 年度）

区 分	申請件数	許可件数
営利企業等の従事の許可申請	2	2

## 8 職員の退職管理の状況

地方公務員法の改正により、元職員が営利企業等へ再就職した場合、現役職員への働きかけの禁止、また、地方公共団体では、退職管理の適性を確保するための所要の措置を講ずることが義務付けられました。これを受けて、町でも規則を制定し、適正な退職管理の運用に努めています。

### (1) 主な規制の内容

#### ア すべての再就職者

離職前 5 年間に在職していた執行機関の職員に対して、契約等事務について、離職後 2 年間、離職前の職務に関する働きかけが禁止されます。

#### イ 在職中に自ら決定した契約・処分への働きかけ

アのほか、再就職者は在職中に自ら決定した契約・処分について、期限の定めなく、職務に関する働きかけが禁止されます。

9 職員の研修の状況

(1) 職員の研修の実施状況（平成28年度）

区 分		受講者数
青森県自治研修所	新採用者研修	7人
	主事研修	0人
	主査研修	10人
	主幹研修	9人
	課長補佐研修	5人
	課長研修	5人
	その他	3人
市町村職員中央研修所		6人

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の厚生制度の状況（平成28年度）

区 分	内 容	受診及び参加者数
健康診断等	事業者健診	77人
	日帰りドック	83人
	脳ドック	27人
研修等	人事評価研修会	133人
	メンタルヘルス研修会	20人

(2) 職員の公務災害補償の状況（平成28年度）

区 分	受理件数	認定	不認定	請求中
公務災害	0	0	0	0
通勤災害	0	0	0	0